

新しい一般廃棄物処理施設（中間処理施設）の建設候補地選定に関する彦名地区  
 自治連合会からの要求書への対応について

### 1 経過

令和5年8月10日に提出された要求書への対応について、内部検討を重ねながら、自治連合会長へのヒアリング及び対応案の協議を実施。

当方が提示した対応案について、9月27日に開催された彦名地区自治会長会で協議され、了解が得られた。

- ・8月10日 要求書提出
- ・8月24日 自治連合会長ヒアリング
- ・9月13日 対応案の協議
- ・9月27日 自治会長会了解

### 2 対応案

「鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設意見調整委員会（以下「意見調整委員会」という。）」を設置し、彦名地区自治連合会と本組合との相互理解の促進に資する。

### 3 意見調整委員会（要綱設置）

- ・所掌事務 彦名地区自治連合会及び本組合との相互理解の促進に資するため、要求書に記載された要求項目と当該要求項目に該当する本組合の見解とを踏まえ、客観的な視点をもって彦名地区自治連合会及び本組合に対し意見を述べる。

- ・委員構成 弁護士及び学識経験者（5名）

- ・委員任期 本件に係る案件が終了するまで

- ・予 算 報奨費 255千円（@10, 200×5名×5回）、旅費  
 ※現状の予算内で対応可

- ・委員会の開催予定及び議事内容

- 第1回委員会（11月中旬）委員会運営、地元説明会質疑応答、要求書受理までの経過説明

- 第2回委員会（12月上旬）彦名地区自治連合会の意見及び本組合の見解について聴取

- 第3回委員会（12月下旬）意見書の作成に向けた論点整理

- 第4回委員会（1月中旬）論点整理に基づく意見書（案）の審議

- 第5回委員会（予備日）

### 4 委員選任の状況

- ・以下の学識経験者3名については、就任の意向を確認し、所属機関に兼業依頼を申請中。

- 鳥取大学工学部 准教授 梶川勇樹

- 鳥取環境大学環境学部 准教授 甲田紫乃

- 米子工業高等専門学校 総合工学科 准教授 伊達勇介

- ・弁護士については人選中。

## 5 想定事務スケジュール

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
担当課長会議 副市町村長会議 正副管理者会議	対応案の協議 又は報告	6日 ●正副管理者会議  10日 ●ごみ特別委員会			地元対応の 状況報告	
組合議会					地元対応の 状況報告	
彦名自治連合会					意見調整の 結果報告	
意見調整委員会	委員選任	●第1回委員会 委員会の設置	●第2回委員会 ●第3回委員会	●第4回委員会		

The diagram illustrates the sequence of events across four months:

- October:** Meeting of the responsible section chief, vice mayor, and manager; selection of committee members.
- November:** Meeting of the manager and vice manager; special committee meeting for trash.
- December:** No specific events listed.
- January:** Report from local areas; meeting of the adjustment committee.
- February:** Report from local areas; meeting of the adjustment committee.
- March:** Report from local areas.

参考 建設候補地周辺の自治会等への説明会の開催状況

(1) 中間処理施設（米子市彦名町地内）

日付	自治会等	参加者数 (世帯数)	主な意見等
4.19	彦名地区自治連合会 (自治会長会)	16名	<選定の経過及び理由について> ・用地選定委員会の委員に利害関係者が入っていたことは、不公正でないか。 ・米子市クリーンセンター周辺に候補地が無いのはなぜか。 ・既存施設を延命化して有効活用する余地はないのか。 ・農業振興地域に候補地を選定したのはなぜか。
6.2	彦名地区自治連合会 (自治会長会)	14名	
6.9	米川土地改良区	4名	
6.23	彦名10区自治会	24名 (52)	<最終候補地調査の評価結果について> ・最終候補地調査の結果が恣意的に見える。 ・現地の主風向と大気汚染物質の拡散する方向が違うのではないか。 ・彦名町でも、水鳥公園があるので生物調査をすべきだったのではないか。
6.24	彦名9区-1自治会	25名 (44)	
6.28	彦名8区自治会	14名 (41)	
6.29	彦名地区農事実行組合	37名	<生活環境などへの影響の懸念について> ・大気汚染物質の拡散への懸念がある。 ・交通事故やごみの散乱への懸念がある。
7.1	彦名9区自治会	16名 (33)	<農作物の風評被害への懸念について> ・特産品の産地にあるごみ処理施設の周辺における風評被害の状況を知りたい。
7.4	彦名7区自治会	22名 (81)	
7.5	彦名6区自治会	14名 (112)	<地域振興について> ・彦名地区のまちづくりや地域振興策を示してもらいたい。 ・ごみ処理施設だけでなく、その周辺土地の有効活用をお願いしたい。
7.7	彦名12区自治会	7名 (33)	
7.15	彦名5区自治会	9名 (38)	<ごみの減量化の推進> ・生ごみの減量化をもっと推進すべき。
7.18	彦名3区・4区自治会	24名 (88・142)	
7.19	彦名2区自治会	15名 (120)	<農業関連施設への影響の懸念> ・施設専用の進入路を整備してもらいたい。 ・地下水位の上昇・下降等、地下水脈の変化への懸念がある。 ・候補地周辺の排水路を整備してもらいたい。 ・干拓地への接続道路及び用水路への影響が懸念される。
7.20	彦名干拓営農組合	18名	
7.23	彦名1区自治会	14名 (145)	
7.29	彦名11区自治会	17名 (51)	

※ 彦名13区自治会・彦名14区自治会については、自治会と協議のうえ、説明会を開催せず、資料を全戸配布。

(2) 最終処分場（米子市新山・陰田町地内）

日付	自治会等	参加者数 (世帯数)	主な意見等
4. 24	就将地区自治連合会 (自治会長会)	24名	<選定の経過及び理由について> ・二次評価の経済性の評価について、調査した自治体と配点が不明瞭である。
4. 26	口陰田自治会	31名 (105)	<生活環境などへの影響の懸念について> ・地震に対する耐久性への懸念がある。 ・近年の豪雨に対する水害への懸念がある。 ・浸出水の漏洩に対する懸念がある。 ・生物調査を実施してもらいたい。 ・地下水の流れや量の変化による井戸水への影響が心配である。 ・放流水による水質汚染への懸念がある。
4. 28	成実地区自治連合会 (自治会長会)	17名 (公民館 長含む)	<施設の型式について> ・オープン型かクローズド型かはどのように決めるのか。
5. 6	安来市吉佐町自治会 (役員会)	13名	<今後の地元説明の進め方について> ・今後の説明及び事業の進め方はどのようにするのか。 ・現地説明会を開催してもらいたい。 ・新しい詳細スケジュール（合意時期などが示された）を提示してもらいたい。
5. 7	奥陰田自治会	18名 (47)	<プラスチックのリサイクルについて> ・プラスチックをリサイクルしてほしい。
5. 24	新山自治会	31名 (53)	
6. 9	口陰田自治会 (2回目)	24名 (105)	
7. 9	口陰田農事実行組合	17名	
7. 16	陰田山林原野管理組合	20名	
7. 22	安来市吉佐町自治会	15名	
8. 19	島田地区自治連合会	7名	

※ 奥陰田農事実行組合、新山農事実行組合、新山野山組合への説明会は、各組合長と協議の結果、自治会説明会に多数の組合員が出席しており、各組合への説明会は不要となった。

※ 想定敷地の中に火薬庫があるため、現在、所有者と移転先について協議中である。

(3) 今後の対応

説明会において、多く寄せられた質問や意見に対する回答を整理し、各自治会等と相談しながらあらためての説明や資料を配布するなど、丁寧に対応することとしている。

また、新しい中間処理施設及び最終処分場の整備概要についても、説明する予定としている。

令和5年8月10日

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊木隆司 様

彦名校区自治連合会

会長 西尾陸夫



## 一 要 求 書 一

貴殿におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

早速ですが、新しい一般廃棄物中間処理施設建設の最終候補地として彦名地区を選定し、各自治会に対し選定に至る経過等の説明会が実施されていますが、彦名町民より様々な反対意見が出されている事はご承知のことと思います。

その説明会の折に彦名町民の多くから出された質問や意見等を彦名自治連合会として整理・検討した結果、確かに経済合理性においては貴組合の試算が示すように彦名地区に優位性が認められるかもしれません、事業実効性は果たしてどうなのか甚だ疑問に思われます。

現在、彦名干拓地への往来に利用している道路（西橋）を、一般廃棄物中間処理施設への搬入路として共用することが計画されているようですが、当初から周辺自治体（彦名10区）から絶対反対であるとの意見が多数あった事はいまさら言うまでもない事と思います。

この道路は彦名干拓地をはじめ周辺農地を往来するための唯一の道路で、一日に数百台（最大数：約600台）の搬入用車両等が往来するようになれば、トラクターや軽トラック等での走行や路上での作業が大変危険で困難になるだ

けでなく、将来、彦名干拓地で営農を志す人達の意欲を削ぐことになるのではないかと大いに危惧するからです。

また、彦名9区、9区-1と10区の間に搬入用の専用道路を新設するには、信号機間の距離が近すぎて困難であると聞いています。残された方法は9区、9区-1にある中海に向かう道路の拡幅しか方法が無いと考えますが、米子側には水路があるため境港側にしか拡幅できない構造になっています。更にこの道路に面して2軒の民家が存在するため家屋の移転問題が想起されますが、現在の米子市の補償制度では移転に伴う費用を十分に賄うことができないと聞き及んでおり、移転の同意を得るには高いハードルを越えなければならず、同意が得られなければ中間処理施設の建設はおろか搬入路の確保も困難であろうと考えます。

一方、尾高・日下地区の建設候補地周辺の自治体は建設に反対されていないと聞いており、移転の必要な民家も無い事から用地買収等に懸念が無く、候補地として最適であると考えます。

経済合理性においていくら優位性があっても、事業実効性の低い計画は計画にあらず。

以下に、貴組合より示された「最終候補地調査等の結果に基づく優位性の判定の結果」で、尾高・日下地区に対し彦名地区に優位性があるとされる項目について、彦名町民及び彦名自治連合会としての考えを申し上げます。

① 生物調査 一 コウノトリ、オオタカが確認された。

いずれの地区も鳥獣保護区に指定されていない（一次評価：鳥獣保護区）。

また、いずれの地区もクマタカ等の「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく、特定希少野生動植物は確認されていない。

コウノトリ（特別天然記念物）、オオタカ（準絶滅危惧種）は、調査時にたまたま居たとも考えられます。また、建設候補地に生息巣を設けていても生息に必要な森林が減少すれば他の場所に移住するものと考えられます。

関係省庁には丁寧に説明し了解していただきたいと思います。

\*米子水鳥公園が作成する「米子水鳥公園で確認された野鳥(1995年～2023年) The birds check list of Yonago Waterbird Sanctuary」には、コウノトリ、オオタカ、ノスリ（準絶滅危惧種）、ハイタカ（準絶滅危惧種）等の貴重種の確認情報が多数掲載されています。

② 大気 一 標高差が50メートルある住宅地がある。(概ね煙突高さと一致)

たとえ真横の風が吹いたとしても、法規制基準値を大きく下回る煙突排ガスが、800メートル程度離れた住宅地に到達する頃には拡散して検出されることは殆ど無いと思われ、安全性が損なわれるとは考えられません。

③ 景観 一 当該地の代表的な大山の景観に影響する。

いずれの地区も景観形成重点区域には指定されていない（一次評価：景観）。大山中腹に極めて目立つ白壁のホテルが建っているのに、いまさら大山の景観うんぬんはおかしい。また、県道53号線及び地域内市道から中間処理施設と大山がぶつかるのはわずかな区間しかないので、景観への影響は考慮しなくてよいレベルであると考えます。

④ 交通量 一 片側一車線、渋滞が予想される区間がある。

彦名地区では渋滞は無いとの事ですが、構成市町村より彦名地区に搬入する際に、どうしても通らなければならない米子市街地の主要渋滞箇所があり、

これまで以上に渋滞する懸念があります。一地区の渋滞と米子市街地全体の渋滞では住民の日常生活や産業活動（特に流通業、観光業等）に与える影響の大きさは雲泥の差になると思われます。尾高・日下地区の道路が渋滞するとされるのは通勤時間帯（8：00－9：00）が主で、分散搬入を実施すれば問題になるレベルではないと考えます。

#### ⑤ 文化財 一 本調査が必要な場合がある。

いずれの地区も史跡・名勝・天然記念物は存在しておらず、また、埋蔵文化財の包蔵地ではない（一次評価：史跡・文化財）。

したがって、当該地での長期間の調査は必要ないとと思われます。また、必要があればその都度実施されたい。

#### ⑥ その他疑問に思う事項

1) 米子市による用地選定の段階で中間処理施設の候補地として尾高・日下地区が選定されているにも拘らず、米子市自治連合会会長（県自治連合会会長）が用地選定委員として本年3月まで在任されていたという事実は、「一般廃棄物処理施設用地選定委員会条例施行規則」に抵触していると思われます。尾高・日下地区が候補地に選定された時点で用地選定委員を解任し、利害関係の無い副会長等への変更が行われなかった事は、甚だ公平性に欠ける対応と言わざるを得ません。

2) 候補地評価の総合評価点（一次評価・二次評価）において、尾高・日下地区が4ポイント優位であったにも拘らず、100点満点に換算すると彦名地区との差は「僅差」でしかないという理由で最終候補地調査を実施し、彦名地区に優位性があると最終報告がされていますが、そもそも4ポイント差がある中、何故、「候補地評価基準」通り尾高・日下地区を最終候補地に

選定しなかったのか。「僅差」と判断する場合の基準を「候補地評価基準」の決定(第4回委員会)の時点で明確に決めておく必要があったと考えます。

3) 島根原子力発電所までの距離が最終評価項目に盛り込まれなかつたのは何故なのか。30キロメートル(UPZ)圏内に彦名地区の候補地が含まれているのは周知の事実です。原発事故の際のリスクが評価項目に入らない事はあり得ないと考えます。

4) 最終評価を点数(絶対評価)ではなく相対評価としたのは何故なのか。最終候補地が2地区なので比較対照で評価したという事ですが、上述の内容を勘案して点数化した場合、第7回選定委員会で審議された「対外的な説明が難しい」程度の差にしかならないと考えます。

以上の理由により、彦名町民及び彦名自治連合会は、「最終候補地調査等の結果に基づく優位性の判定の結果」において、彦名地区に優位性があるとする判定には同意することはできません。

更に、事業実効性において断然優位にあると思われる尾高・日下地区には、最終候補地調査等の結果は中間処理施設の建設を妨げる要因とは全くならないと考えます。

新しい一般廃棄物中間処理施設は、構成市町村の住民にとって必要不可欠な重要施設であり、長い年月と巨額の税金を投入し建設される物で、住宅等民間施設とは一線を画すものであると考えます。それゆえ永続的に安定した稼働が求められるものだと思います。しかしながら最終選定項目から、原発、津波等の防災面の項目が無いという事に違和感を覚えます。確かに原発事故、津波による水没の確率は極めて低いのかもしれません、決して「ゼロ」では無い。原発や津波のリスク項目より、希少な鳥や大山と一部重なるという景観の項目が重要で

あると言われ納得される人が、はたしてどれほどおられるか、はなはだ疑問です。そんな選定委員会は住民の感覚と大きなズレが有ると言わざるを得ません。私達は原発を選定項目に上げないとした委員長をはじめ半数以上の選定委員を交代させ、最終選定項目を見直し、協議、検討され、多数の住民が納得出来る結論を出される事を強く求めます。

\* 尚、本件は要望書ではなく要求書であって、貴組合において上記の事を実行されるまでは、一切話し合いや説明会等には応じられない事を申し添えておきます。

以上